

日商簿記3級 頻出論点だけで合格ライン講座

第3回 / 全7回

仕訳の超頻出13パターン②

第1問(45点)の大半をここで得点できるようにする(パターン7～13)

目次

パターン	ページ
パターン7 固定資産の取得と修繕費	4
パターン8 給料の支払	7
パターン9 株式会社(設立・増資・配当)	10
パターン10 消費税(税抜方式)	13
パターン11 法人税等(仮払・中間納付)	16
パターン12 貸付金・借入金(利息)	19
パターン13 訂正仕訳・証ひょう問題	22

前回の復習+今回の位置づけ

- ・ 前回(第2回)は、仕訳の超頻出13パターンのうち①～⑥を扱った
 - － 商品売買・現金過不足・当座預金・売掛金買掛金・前受金前払金・手形・クレジット売掛金
- ・ 今回は残り⑦～⑬を扱い、13パターンを完成させる
 - － 固定資産・修繕費・給料・株式会社(設立・増資・配当)・消費税
 - － 法人税等・貸付金借入金(利息)・訂正仕訳/証ひょう問題

今回扱う7パターン

1パターン＝「ルール確認→問題→解答」の3ステップで進みます(説明は最小限)

No	パターン	No	パターン
7	固定資産の取得と修繕費	11	法人税等
8	給料の支払	12	貸付金・借入金(利息)
9	株式会社(設立・増資・配当)	13	訂正仕訳・証ひょう問題
10	消費税(税抜方式)		

パターン7 固定資産の取得と修繕費

固定資産：会社が長期間(1年を超えて)使用するために持っている資産(備品・建物・土地など)

取得

- ・ 固定資産を買うとき、本体の値段(購入代価)だけでなく
使える状態にするまでの費用(付随費用)も資産の金額に含める
 - － 例:設置費、登記費用、仲介手数料、引取運賃など
 - － パターン1の仕入諸掛と同じ考え方(取得までにかかった費用は原価に含める)
- ・ 代金が後払いになる場合は「未払金」を使う
 - － 買掛金はあくまで商品を仕入れたときに使う科目 → 固定資産の取引には使わない

修繕費

- － 収益的支出:通常 of 維持・修理(修理、修繕、維持管理) → 修繕費(費用)として計上
- － 資本的支出:価値を高める・耐用年数を延ばす改良(改良、設置、性能) → 取得原価に加算

【演習7】 固定資産の取得と修繕費

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①備品200,000円を購入し、設置費用10,000円とともに代金は月末払いとした
 - ②土地1,000,000円を購入し、仲介手数料30,000円とともに小切手を振り出して支払った
 - ③建物の破損部分を修理し、修理代30,000円を現金で支払った
 - ④建物の改良工事を行い、工事代200,000円を現金で支払った
-
-
-

【演習7 解答】 固定資産の取得と修繕費

借方科目	金額	貸方科目	金額
①備品	210,000	未払金	210,000
②土地	1,030,000	当座預金	1,030,000
③修繕費	30,000	現金	30,000
④建物	200,000	現金	200,000

- ・ ①設置費用は備品を使える状態にするための費用 → 取得原価に含める($210,000=200,000+10,000$)
 - － 代金は月末払い(後払い) → 商品ではないので買掛金ではなく未払金(負債)で処理する
- ・ ②仲介手数料は土地を取得するために必要な費用 → 取得原価に含める($1,030,000=1,000,000+30,000$)
 - － 小切手を振り出して支払った → 当座預金(資産)が減少する
- ・ ③通常の維持・修理(修理、修繕、維持管理)のための支出 → 収益的支出として修繕費(費用)で処理する
- ・ ④価値を高める・耐用年数を延ばす改良(改良、設置、性能) → 資本的支出として取得原価に加算する

パターン8 給料の支払

源泉徴収:会社が従業員の代わりに所得税を天引きし、後日まとめて税務署に納付する制度

- － 天引きした所得税は、会社が預かっているだけのお金 → 「所得税預り金」(負債)

社会保険料:健康保険や厚生年金保険などの保険料で、会社と従業員が折半して負担する

- － 従業員負担分:給料から天引きして預かる → 「社会保険料預り金」(負債)
- － 会社負担分:会社自身が別途負担する → 「法定福利費」(費用)

給料:上記の所得税預り金・社会保険料預り金を除いた手取り額を従業員に支給する

支給時:給料 / 所得税預り金

社会保険料預り金

現金など

社保納付時:社会保険料預り金 / 現金など

法定福利費

【演習8】 給料の支払

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

①給料300,000円の支払いに際し、源泉所得税20,000円と社会保険料(従業員負担分)

15,000円を差し引き、残額を現金で支払った

②上記の社会保険料について、従業員負担分15,000円と同額の会社負担分15,000円を

合わせて、合計30,000円を普通預金から納付した

【演習8 解答】 給料の支払

借方科目	金額	貸方科目	金額
①給料	300,000	所得税預り金	20,000
		社会保険料預り金	15,000
		現金	265,000
②社会保険料預り金	15,000	普通預金	30,000
法定福利費	15,000		

- ・ ①給料300,000円が発生し、源泉所得税・社会保険料(従業員負担分)は預り金(負債)として処理
 - － 実際に手渡す現金は差額の265,000円($300,000 - 20,000 - 15,000$)
- ・ ②従業員負担分は①の社会保険料預り金を取り崩し、会社負担分は法定福利費として新たに計上
 - － 借方合計30,000($15,000 + 15,000$) = 貸方30,000で一致

パターン9 株式会社(設立・増資・配当)

設立・増資:株主にお金を出してもらい、その分だけ株式を発行する

- － 受け取った金額がそのまま資本金(純資産)の増加になる → **現金・当座預金** / 資本金

剰余金の配当:積み上がった利益(繰越利益剰余金)の一部を、株主にお礼として還元する

配当決議時(以降の仕訳①②は、配当額が決まったタイミングで行う)

仕訳①繰越利益剰余金 / 未払配当金

- － 繰越利益剰余金(財源)を減らし、まだ支払っていない義務として未払配当金(負債)を計上する

仕訳②繰越利益剰余金 / 利益準備金

- － 配当額の一定割合を利益準備金として積み立てることが法律で定められている
- － 利益準備金からの配当は原則禁止 → 繰越利益剰余金を減らし積み立てることで配当しすぎを防止

※支払時は未払配当金を取り崩して現預金を減少させるだけ

【演習9】 株式会社(設立・増資・配当)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①会社の設立にあたり、株式500株を1株につき800円で発行し、全額の払込みを受け、
当座預金とした
 - ②増資にあたり、株式200株を1株につき900円で発行し、全額の払込みを受け、
当座預金とした
 - ③株主総会にて、繰越利益剰余金を財源として配当金100,000円の支払いと、
利益準備金10,000円の積立を決議した
 - ④上記③の配当金100,000円を、後日普通預金から支払った
-
-
-

【演習9 解答】 株式会社(設立・増資・配当)

借方科目	金額	貸方科目	金額
①当座預金	400,000	資本金	400,000
②当座預金	180,000	資本金	180,000
③繰越利益剰余金	110,000	未払配当金	100,000
		利益準備金	10,000
④未払配当金	100,000	普通預金	100,000

- ・ ①②株式を発行して株主から払込みを受けると、その金額がそのまま当座預金(資産)の増加になる
 - ー 同時に、株主からの出資である資本金(純資産)も同額増加する
 - ー 払込金額=発行株数×1株あたりの金額(①500株×800円=400,000／②200株×900円=180,000)
- ・ ③配当と積立の財源は繰越利益剰余金(純資産) → 合計110,000円分を減らす(借方に計上)
 - ー 配当金100,000円はまだ株主に払っていないお金 → 支払う義務である未払配当金(負債)として処理
 - ー 利益準備金10,000円は社外に流出せず社内に残す積立 → 繰越利益剰余金から振り替えるだけ
- ・ ④配当決議時に計上した未払配当金(負債)を取り崩し、実際に支払った普通預金(資産)を減少させる

パターン10 消費税(税抜方式)

消費税:物を売る(買う)、サービスを提供する(される)ときに生じる税金

- － 売った時に消費税を預かり、買った時に消費税を支払う
- － 預かった消費税から支払った消費税を差し引いた金額を税務署に納付する

・ 本体価格と消費税を分けて処理する(税抜方式)

- － 仕入時に払った消費税 → 「仮払消費税」(資産)としていったん立てておく
払った消費税は、あとで納税額から差し引いてもらえる権利だから資産になる
- － 売上時に預かった消費税 → 「仮受消費税」(負債)としていったん立てておく
預かった消費税は自分のお金ではなく、あとで国に払う「まだ払っていない義務」だから負債になる

・ 決算時に仮払・仮受を相殺して納付額を確定する処理は第5回で扱う

$$\begin{array}{c} \text{消費税の納付額の計算} \\ \text{預かった消費税} \quad - \quad \text{支払った消費税} \quad = \quad \text{納付額} \end{array}$$

【演習10】消費税(税抜方式)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①商品50,000円(税抜)を仕入れ、消費税10%とともに代金は掛けとした
 - ②商品80,000円(税抜)を売り上げ、消費税10%とともに代金は掛けとした
-
-
-

【演習10 解答】消費税(税抜方式)

借方科目	金額	貸方科目	金額
①仕入	50,000	買掛金	55,000
仮払消費税	5,000		
②売掛金	88,000	売上	80,000
		仮受消費税	8,000

- ・ ①商品本体50,000円は仕入(費用)、消費税5,000円($50,000 \times 10\%$)は仮払消費税(資産)として区分する
 - － 代金は掛けなので、本体+消費税の合計55,000円が買掛金(負債)の増加になる
- ・ ②商品本体80,000円は売上(収益)、消費税8,000円($80,000 \times 10\%$)は仮受消費税(負債)として区分する
 - － 代金は掛けなので、本体+消費税の合計88,000円が売掛金(資産)の増加になる

パターン11 法人税等(仮払・中間納付)

法人税等：会社の利益(儲け)にかかる税金の総称

- － 法人税・住民税・事業税が含まれる

中間申告・中間納付：期の途中で概算の法人税等を前払いする制度

- － 決算時に法人税等をまとめて納付すると資金が一気に減ってしまう

資金繰りが厳しくならないよう、期の途中で一部を前払いしておく

- － この時点ではまだ正式な税額が確定していない → 前払い分は「仮払法人税等」(資産)としていったん処理

- － 中間納付額は、決算で確定する年間の税額から差し引ける権利だから資産になる

- ・ **決算時に確定額を計算し、仮払分を差し引いて「未払法人税等」を計上する処理は第5回で扱う**

$$\begin{array}{ccccc} & & \text{決算時の納付額の計算} & & \\ & & \text{確定した年税額} & \text{－} & \text{中間納付額} & \text{＝} & \text{納付額(決算時)} \end{array}$$

【演習11】法人税等(中間納付)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

①法人税等の中間申告を行い、120,000円を現金で納付した

【演習11 解答】 法人税等(中間納付)

借方科目	金額	貸方科目	金額
①仮払法人税等	120,000	現金	120,000

- ・ ①法人税等は決算(1年分の利益が確定した後)にならないと正確な金額が計算できない
 - － 中間申告時点の120,000円はあくまで概算の前払い → 費用ではなく仮払法人税等(資産)として処理
 - － 決算時に確定した税額からこの仮払法人税等を差し引いた残りを未払法人税等として計上する(第5回で扱う)

パターン12 貸付金・借入金(利息)

貸付金(資産):お金を貸した側の科目。あとで返してもらう権利

借入金(負債):お金を借りた側の科目。あとで返す義務

- ・ 元本(貸し借りした金額そのもの)と利息(貸し借りの対価)は別科目で処理する
 - － 貸した側は受取利息(収益)、借りた側は支払利息(費用)

貸付時:貸付金 / 現金など

利息受取時:現金など / 受取利息

借入時:現金など / 借入金

利息支払時:支払利息 / 現金など

- － ※手形で貸し借りすると、貸付金→手形貸付金、借入金→手形借入金に科目名が変わるだけ

【演習12】貸付金・借入金(利息)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

- ①現金200,000円を貸し付け、借用証書を受け取った
- ②上記の貸付金を、貸付期間6か月・年利率3%の利息とともに現金で回収した
- ③現金150,000円を借り入れ、借用証書を差し入れた
- ④上記の借入金を、借入期間8か月・年利率2%の利息とともに現金で返済した
- ⑤約束手形を受け取り、現金250,000円を貸し付けた
- ⑥上記の手形貸付金を、貸付期間4か月・年利率3%の利息とともに現金で回収した
- ⑦約束手形を差し入れ、現金180,000円を借り入れた
- ⑧上記の手形借入金を、借入期間6か月・年利率4%の利息とともに現金で返済した

【演習12 解答】 貸付金・借入金(利息)

借方科目	金額	貸方科目	金額
①貸付金	200,000	現金	200,000
②現金	203,000	貸付金	200,000
		受取利息	3,000
③現金	150,000	借入金	150,000
④借入金	150,000	現金	152,000
支払利息	2,000		
⑤手形貸付金	250,000	現金	250,000
⑥現金	252,500	手形貸付金	250,000
		受取利息	2,500
⑦現金	180,000	手形借入金	180,000
⑧手形借入金	180,000	現金	183,600
支払利息	3,600		

- ・ ①②現金を貸し付けた→貸付金が増加。回収時は利息3,000円($200,000 \times 3\% \times 6/12$)を受取利息として計上
- ・ ③④現金を借り入れた→借入金が増加。返済時は利息2,000円($150,000 \times 2\% \times 8/12$)を支払利息として計上
- ・ ⑤⑥約束手形で貸し付けた→手形貸付金が増加。回収時の利息2,500円を受取利息として計上
- ・ ⑦⑧約束手形で借り入れた→手形借入金が増加。返済時の利息3,600円を支払利息として計上

パターン13 訂正仕訳・証ひょう問題

訂正仕訳:一度書いた仕訳が間違っていたとわかったとき、正しい内容に直すための仕訳

- － 考え方:①正しい仕訳を作る②誤った仕訳と見比べる
- － 例:現金100,000円の受取を売掛金の回収として仕訳していたが、正しくは受取手数料によるものだった

正しい仕訳 現金100,000／受取手数料100,000

誤った仕訳 現金100,000／売掛金100,000

比較:借方の現金100,000は一致 → 貸方を売掛金100,000から受取手数料100,000に変えれば正しくなる

訂正仕訳 売掛金100,000／受取手数料100,000

証ひょう問題:領収書・請求書などを読み取り、自分で取引内容を判断し仕訳する問題

- － 新しく出てくる科目はなく、問題演習を通じて証ひょうの形式になれることが重要

【演習13-1】訂正仕訳

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

①備品80,000円を購入し、代金は月末払いとしたが、誤って買掛金として処理していた
正しい仕訳に訂正しなさい

【演習13-1 解答】訂正仕訳

借方科目	金額	貸方科目	金額
①買掛金	80,000	未払金	80,000

- ・ ①正しい仕訳は備品80,000／未払金80,000(商品以外の後払いは未払金)
 - － 誤って貸方を買掛金としていた → 備品80,000／買掛金80,000と処理していたことになる
 - － 正しい仕訳と誤った仕訳を比べると貸方の科目だけが違う → 買掛金80,000を未払金80,000に振り替える

【演習13-2】証ひょう問題(領収書)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

次の取引を仕訳しなさい

みなと商事株式会社は、さくら工務店で建物の修繕を行い、代金300,000円を支払い、以下の領収書を受け取った。

領 収 書	
上記正に領収いたしました	
¥ 300,000 —	
但し	修繕代として
内訳	小切手
さくら工務店 印	

【演習13-2 解答】 証ひょう問題(領収書)

借方科目	金額	貸方科目	金額
修繕費	300,000	当座預金	300,000

- ・ 領収書の内容(建物の修繕代300,000円を小切手で支払った)をそのまま仕訳にする
 - － 通常の維持・修理のための支出 → 収益的支出として修繕費(費用)で処理する
 - － 小切手を振り出して支払った=当座預金からの支払いを約束すること → 貸方は当座預金
 - － 修繕費(費用)の発生、当座預金(資産)の減少

【演習13-3】 証ひょう問題(請求書)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

次の取引を仕訳しなさい

みなと商事株式会社は、静岡工業株式会社より商品を仕入れ、以下の請求書を受け取った。
代金は後払いにした。

請求書			
みなと商事株式会社 御中		静岡工業株式会社	
品名	数量	単価	金額
商品A	10	5,000	50,000
		合計	¥ 50,000 -

【演習13-3 解答】 証ひょう問題(請求書)

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕入	50,000	買掛金	50,000

- ・ 請求書の金額(商品A 10個 × @5,000=50,000)を仕入原価として計上する
 - － 代金は掛けとする指示なので、貸方は買掛金(負債)の増加

【演習13-4】 証ひょう問題(納品書)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

次の取引を仕訳しなさい

大阪商事株式会社は、福岡物産株式会社より商品を仕入れ、品物とともに以下の納品書を受け取り、代金は後日支払うこととした。消費税については、税抜方式で記帳している。

納品書			
大阪商事株式会社 御中		福岡物産株式会社	
品名	数量	単価	金額
A品	15	6,000	90,000
B品	10	12,000	120,000
C品	40	2,500	100,000
消費税(10%)			¥ 31,000
合計			¥ 341,000 -

【演習13-4 解答】 証ひょう問題(納品書)

借方科目	金額	貸方科目	金額
仕入	310,000	買掛金	341,000
仮払消費税	31,000		

- ・ 納品書の品物の本体価格の合計310,000円(90,000+120,000+100,000)を仕入(費用)として計上する
 - － 消費税31,000円は仮払消費税(資産)としていったん計上する
 - － 代金は後日支払うため、本体+消費税の合計341,000円が買掛金(負債)の増加になる

【演習13-5】 証ひょう問題(売上集計表)

動画を一時停止して、自分で解いてみましょう

次の取引を仕訳しなさい

みなと商事株式会社は、得意先へ商品売り上げ、以下の売上集計表を作成した(税抜方式)。合計額のうち50,800円は現金、残額は後で回収することにした。

売上集計表			
×1年9月5日			
品名	数量	単価	金額
A品	4	12,000	48,000
B品	5	16,000	80,000
消費税(10%)			¥ 12,800
合計		¥ 140,800 -	

【演習13-5 解答】 証ひょう問題(売上集計表)

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	50,800	売上	128,000
売掛金	90,000	仮受消費税	12,800

- ・ 品物の本体価格の合計128,000円(48,000+80,000)を売上(収益)として計上する
 - － 消費税12,800円は仮受消費税(負債)としていったん計上する
 - － 合計140,800円のうち50,800円は現金(資産)、残り90,000円(140,800－50,800)は売掛金(資産)の増加

第3回のまとめ

- ・ 今回、超頻出13パターンのうち⑦～⑬を学習し、13パターンが完成した
 - － ⑦固定資産の取得と修繕費
 - － ⑧給料の支払
 - － ⑨株式会社(設立・増資・配当)
 - － ⑩消費税(税抜方式)
 - － ⑪法人税等(仮払・中間納付)
 - － ⑫貸付金・借入金(利息)
 - － ⑬訂正仕訳・証ひょう問題

次回・第4回は「決算整理9大論点・関連論点①」。決算整理1～4・関連論点1を扱います。